

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 7 年 3 月 21 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 1 号 愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例の廃止について
- 日程第 3 議案第 2 号 愛西市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第 4 議案第 3 号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9 号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10 号 愛西市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第 12 議案第 12 号 市道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 13 号 市道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 6 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 6 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 7 年度愛西市一般会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 令和 7 年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 7 年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 7 年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 7 年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 7 年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 25 請願第 1 号 地域の防災力を高めるための請願書
- 日程第 26 発議第 1 号 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27 発議第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

日程第29 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（17名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠席議員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 規 雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦		

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の追加議案について、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の御報告をいたします。

追加議案として発議第 1 号及び発議第 2 号が提出されましたので、本日開会前に議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第 1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託をしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第 1 項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

皆さん、おはようございます。

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、3月13日午前9時30分から開会し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審議いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

請願第 1 号：地域の防災力を高めるための請願書については、主な質疑で、緊急避難場所として高台設置というところが最終的な目標になると思うが、現在の市の防災計画、避難計画では不足するということかとの質問に対し、国も小さな単位で計画をつくることとしており、高齢者が増えていっている中、現在の市全体の計画では、避難所までたどり着けないため、地区ごとに防災計画をつくっていく必要があるとの答弁がありました。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、請願第 1 号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号：愛西市職員等の旅費に関する条例の全部改正については、主な質疑で、

旅行役務提供契約の項目で旅行代理店等に依頼すると手数料も含まれると思うが、どのようなケースの場合に旅行代理店等と契約を結ぶのかとの質問に対し、手数料等も含めた総額が安くなると見込まれる場合を想定しているとの答弁でありました。

質疑の後、賛成・反対討論はなく、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、主な質疑で、今回の改正によって介護休暇や育児休暇の条件については整備されるが、これらの休暇を取得するための環境の整備については、市としてどのように考えているのかとの質問に対し、当該職員だけでなく、全体的に制度の周知を図ることで、職員全体に理解をしてもらい、人的補償については必要に応じて会計年度職員を補填することで休んでもらう体制をつくっていくとの答弁でありました。

質疑の後、賛成・反対討論はなく、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正については、主な質疑で、今回扶養手当等を廃止する理由について、本会議の中で人事院勧告に基づく改正に従ったという答弁があったが、国と市の考え方はとの質問に対し、令和6年8月8日に出された人事院勧告の中で、扶養手当について、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対し、職員に対する生計費の補填を充実するため、配偶者の扶養手当を廃止し、その生ずる原資を用いてここにかかる手当を増額するよう示された。本市としても、このような状況を踏まえて配偶者手当を廃止した。これまでも国に準じて給料表等を改正しているため、今回も同様に改正することが適当であると考えているとの答弁でありました。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第4号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、2款総務費で市長選挙費が全額削られた理由はとの質問に対し、さきに行われた選挙管理委員会で選挙の日程が確定したことに伴い、今年度の執行の必要性がなくなったためとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第15号のうち当委員会に付託を受けた部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、2款総務費で基金費の積立金はどのような運用を行っているか、また含み損を抱えている企業や自治体が多いという報道を目にしたが、愛西市の債権はどのようなになっているのかとの質問に対し、国債、地方債、政府保障債、財投機関債、地方公共団体金融機構債や一般担保のついた電力債など、安全性のあるもので運用している。今年の1月下旬の状況では約26億円の含み損が出ているが、これは今すぐ債権を全額現金化した場合に損益が出るという試算の数字であり、満期まで保有すれば元本が保証されている金融商品であるため

で、影響はないと考えているとの答弁でした。

10款教育費では、スクールソーシャルワーカー関連で件数と仕事量の想定はとの質問に対し、件数に対しては想定ができていないが、不登校児童・生徒数は現在小学校で45名、中学校で92名おり、このうちすまいるに通っていない児童・生徒について関わっていきたいと考えているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論あり、採決の結果、議案第15号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（馬淵紀明君）

建設福祉委員会の委員長報告を行います。

建設福祉委員会は、3月14日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第1号：愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例の廃止については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、それから議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、それぞれ質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第5号及び議案第6号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第7号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正については、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第8号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第9号：愛西市非常勤消防団員に係る退職金報償金の支給に関する条例の一部改正については、主な質疑で、5年、10年、15年で辞めていく人の分析は現在行っているのかの質疑に対し、例年9月頃に消防団員の退職に伴うアンケート等を実施し、傾向等を把握するように努めているという答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第10号：愛西市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定については、主な質疑で、本会議の中で2名の職員を配置するとあったが、この2名の執行する機関には定めがあるのかの質疑に対し、派遣職員の任期としては3年を予定しているとい

う答弁でした。

また、共同運用の一元化のメリットとデメリットの質疑に対し、メリットとしては、災害情報の一元化の把握によって災害対応能力の強化につながる。業務の集約による効率化が図られ、効率的な人員配置ができる。将来新たな通信技術を取り入れ、安定した業務が継続できる。さらに指令装置を共有し、施設設備や維持管理に係る効率化を図ることができる。デメリットの部分についてはないという答弁がありました。

質疑の後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第10号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第12号：市道路線の廃止について、議案第13号：市道路線の認定については、それぞれ質疑があり、採決の結果、議案第12号及び議案第13号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第15号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会に付託を受けた部分については、質疑の後、採決の結果、議案第15号のうち当委員会に付託を受けた部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第16号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）、議案第17号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第5号）については、質疑の後、採決の結果、議案第16号から議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算のうち当委員会に付託を受けた部分については、主な質疑で、3款民生費、重層的支援事業はどのような仕組みなのかの質疑では、今の制度では支援が難しい方をどう支援していくのか、またそのような方をどう支援するか、地域の参加支援や地域づくりにどう結びつけるかを考えるとの答弁でした。

外出支援サービス運行事業について、利用料が上がるということでのいいのかの質疑に対しては、これまでよりも必ずしも料金が上がるとは限らないとの答弁でした。

第4款衛生費、母子健康事業では、事後指導教室はどのような指導をし、どこにつなげているのかの質疑に対し、保健師、保育士、臨床心理士が月2回、年間24回行い、小集団の中で生活の困り事の解決をしながら、場面や遊びを通して学ぶ教室となっているとの答弁でした。

第6款農林水産業費、道の駅ふれあいの里H A S Uパーク管理事業について、イベントの頻度はどの質疑に対し、現時点では詳細等は分からないとの答弁でした。

第8款土木費、企業用地創出事業で起債を行わない理由はどの質疑に対し、対象起債はないが、企業庁と最終的に費用分担していくという計画をしている。しかし、起債は適用しないとの答弁でした。

第9款消防費、消防施設等整備事業について、高規格救急自動車の価格の違いはどの質疑に対し、車両価格の高騰もあるが、新たな装備として電動ストレッチャーの導入を予定しているためであるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第19号のうち当委員会に

付託を受けました部分については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第20号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計予算、議案第21号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号：令和7年度愛西市介護保険特別会計予算については、質疑の後、それぞれ反対討論がありましたが、採決の結果、議案第20号から議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：令和7年度愛西市水道事業会計予算については、質疑の後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、議案第23号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第24号：令和7年度愛西市下水道事業会計予算については、主な質疑で、農業集落排水は今後公共下水道に接続する協議という答弁があったが、次年度以降はどのような方向性となるのかの質疑に対し、農業集落排水処理施設では、公共下水道への接続は予定はないが、佐織地区地域し尿処理施設及び佐屋のコミュニティ・プラントに関しては、令和12年度までに公共下水に接続をする予定をしているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第25号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第11号）については質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第1号：愛西市農業集落排水事業等分担金に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、区域の整備が完成しているということから、この条例による分担金の徴収はないという理由で廃止をするということでした。この条例による分担金の収入については、委員会の中では分からないということでしたが、確認ができましたので併せて報告しますが、佐屋地区では2,235件で2億9,651万3,475円で、1件当たり13万2,668円が佐屋地区では分担金を支

払っているということが分かりました。また、立田地区では2,088件で3億1,320万円と1件当たり15万円ということで決まっておりましたので、1件当たり15万円の費用が負担金として収入がありました。また、八開地区では1,253件で、合計で2億6,302万3,290円で、1件当たり20万9,914円ということが分かりました。また、佐織地区では361件で、1億808万4,000円で、1件当たり29万9,402円の分担金の収入があり事業が行われたということが分かったところがあります。

ただ、この分担金については平成21年の分担金の収入が最後であったということがありましたので、その15年間どのようになっていたかというふうには懸念はありますが、今回この事業、この条例を廃止し、また新規加入者についても別途条例で加入者分担金ということで徴収の方法も決まっているということが分かりましたので、この条例の廃止については賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市職員等の旅費に関する条例の全部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第2号：愛西市職員等の旅費に関する条例の全部改正について、賛成討論を行います。

今回、旅費に関する規定がそれぞれ個々にあったものを一つにまとめるというところと、それからもう一つはいわゆる旅費に関しての指定旅行役務提供者に対して直接お金を支払う、また包括的宿泊費としての規定が入ることになりました。

現在では、インターネット等を通じて簡単に交通手段や宿泊とのパックなどの予約ができ、通常よりも安価に取れるようにもなっている中で、今回の旅行役務提供者に対する直接支払い、指定包括宿泊費としての支払いなどは仕方がないことだというふうに思います。ただ、こうした契約に対して、どういう場合にどういう形で行うかなどの要綱や規則などをしっかりとつく

り、透明化を図っていただきたいと思います。

以上で賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第3号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、賛成討論を行います。

時間外勤務免除の対象を小学校就学期の最初までの制度の拡大や介護との両立支援というのは、職員が安心して働くために非常に大切な改定だというふうに考えます。ただ、こうした制度をしっかりと利用できるようにしていくためには、職場で残業が恒常化するなど休みを取りにくい状況になってしまうと、せっかくの制度も機能しづらくなってしまいます。そうした心配がないように、休業が取りやすい十分な職員体制を整えていただくことを求めて賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第５・議案第４号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

５番・真野和久議員、どうぞ。

○５番（真野和久君）

それでは、議案第４号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改定では、子供の扶養手当の拡充、また地域手当の改定については賛成であります。子供・子育て支援や、また地域間格差をなくしていくという意味では非常に大事な改定だと思います。ただ一方で、配偶者手当の廃止については、配偶者の就労に関してはそれぞれの考え方があり、こうしたことに関して、特に女性の就労を促すように、政策的に手当を廃止してまで行っていくやり方については、やはり問題があるとして反対いたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第４号を採決いたします。

議案第４号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第６・議案第５号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第６・議案第５号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

４番・河合克平議員、どうぞ。

○４番（河合克平君）

では、議案第５号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

家庭的保育事業の行う内容の規制緩和に当たるということで、反対いたします。

国の調査では、全国的に連携施設の確保ができていないところがあるという中で期間を５年延長するという条例の改正となりますが、そもそも幼児のための安全、また幼児のための保育、また育成のためには国が優先的に財政手当も行う中で連携施設を確保できるようにしていくべきだというふうに考えるところであります。

愛西市では、条例を適用する施設ではなくて、市外に通う４人の乳児の施設については全て連携施設があるということについては質疑で分かりました。よって、この条例を緩和する内容の必要は愛西市ではない、緩和する理由がないというふうに言えますので、この条例については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第５号を採決いたします。

議案第５号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第７・議案第６号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第７・議案第６号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

４番・河合克平議員、どうぞ。

○４番（河合克平君）

では、議案第６号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、この条例に反対の立場で討論いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関して、緩和措置期間を１０年から５年に延長する、そういう内容になりますが、これは規制緩和であります。国の調査では、全国的に連携施設の確保ができていないということで、期間を５年延長するということになりましたが、幼児のために国が優先して財政的な支援を行う中でしっかりと行っていくべきであります。

愛西市では条例を適用する施設はなく、市外に通う４人の乳児の施設については全て連携施設があるということが分かりました。よって、この条例を規制緩和していく、その理由はありません。愛西市は独自にこの条例についてそのまま改正することなく続けていける状況でありますので、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第６号を採決いたします。

議案第６号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8・議案第 7 号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 8・議案第 7 号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方は、どうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 7 号を採決いたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 9・議案第 8 号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 9・議案第 8 号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4 番・河合克平議員、どうぞ。

○4 番（河合克平君）

では、議案第 8 号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この水道技術布設工事監督者と水道技術管理者についての資格基準が緩和をされるというもので、内容としては反対です。

そもそも水道法は、水道の布設及び管理を適切かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としているということが水道法にも記載があります。

資格基準の緩和というのは、この水道法の目的が達成されることになるのかどうか懸念を持つのであります。また、資格基準の緩和は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に関わって、水道法の職員の不足している状況であるという状況があることから、厚労省の管轄を替えることとしていますが、過去においての省庁再編の際には、厚生労働省自身が水道行政は国民の生命、健康の安全を確保する視点から、施設の整備も含め一元的に管理できる厚生行政が所管することが必要であるということで、過去においては厚労省

自身が責任を持って行っていくということを認めているところでありました。

今回、人員が不足するからということで、資格基準などの緩和が行われることは、水の安全性、安心性が脅かされることになるのではないのでしょうか。布設工事者や水道技術者の管理者の基準が緩和されなくても、愛西市においては現状の配置基準や資格基準を満たしている状況であります。今回の条例の変更する理由が愛西市にはありません。よって、この条例については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第8号：愛西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の技術者資格基準の改正は、実務経験期間の短縮と多様な技術分野の専門家を対象に含めることで、水道事業における柔軟な人材配置と専門性を目指すものであります。私にとっては、この議案は大変重要な議案だと思っております。

この改正により人事ローテーションが可能になり、専門家の育成と配置転換が促進されます。業者任せにするのではなく、業者癒着の可能性を回避するためにも、積極的に有資格者を配置した運営を期待します。また、愛西市は他分野でも専門職が不足しています。今後におきましては、資格手当などの検討をし、有資格者の確保に努めていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第9号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第11・議案第10号（討論・採決）

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第10号：愛西市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

### ○4番（河合克平君）

では、議案第10号：愛西市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について、反対の立場で討論いたします。

119番を広域で共同化することによって、市民の命と財産を本当に守れるのか懸念することがありますので、反対とさせていただきます。

メリットとして、効率的な人員配置や設備更新の国の交付金が出る、また現場到着について領域をなくし、時間短縮ができるなどの利点が上げられていますが、しかしながら愛西市からの派遣は3交代制にもかかわらず2名であること、またエリアの中で自治体を超えて指令をすとしているが、同時多発的な、また大規模災害が発生したときには、それは間に合わないのではないかという懸念は拭えません。もともと愛西市内で弱いエリアについては、分署をつくるなど配備体制を拡充することこそ先にすべきではないかということを考えるわけです。

また、緊急連絡システムの変更によって直接本署に連絡されるというシステムがなくなるといふこともありますので、もともと高齢者見守りのシステムである従来の利点が生かされないということもあります。市民の生命、財産を守るといふことをしながら、市民が置き去りになるのではないかという懸念がなくなるというため、反対とさせていただきます。以上です。

### ○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

### ○3番（中村文武君）

それでは、議案第10号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

このような通信を共同運営することによりまして、効率化や機器の更新などをしやすくなるというふうに思いますし、将来の市民の安全・安心につながると考えます。

予算を見る限り、廃止までの間、十四山の施設維持も残っているようではありますが、デメリットよりメリットのほうが大きいのではないかと考えます。

名古屋の指令センターや愛西市の消防本部にもその後確認しました。この新システムの運用につきまして、心肺停止とか意識混濁などの個人の命が危機的な状況におきまして、自治体の領域を超えて出動が可能になるということで、4月からの運用ということでございます。そのことによりまして、例えば諸桑地区や永和地区などで通報があつて意識混濁、重傷な場合、津島消防や蟹江消防が動けるというようなことでございました。これであれば、これまでより明らかに人の命が救えるということになりますので、反対する理由があるのかなというふうに思います。なぜデメリットのほうが大きいのか、私には分かりません。

私は、このように合理化することで、いずれ経費が削減し、新たな取組に予算配分をすることが可能ではないかなというふうに考えます。先ほどの討論のところにありましたけれども、常備消防等を拡充するのであれば、予算削減をして、その余った金でまた投資することもできるのではないかなというのが私の考え方でございます。

さらに各自治体内部で予算増強をして消防力を上げるより、名古屋も含めまして広域で支え合い、広域で助け合えばいいなどというふうに私は思います。愛西市の人が少ないのであれば、他市の人が地理を学べばいいだけのことでございます。そして、広域の災害、東南海を想定するのであれば、遠方の自治体と姉妹協定なり、防災協定なりを結ぶ方向で事を進めたほうが得策でございます。

私の考えではございますが、消防と警察等につきましては、政治家や行政職と異なり、なくてはならないものでございます。命を賭して、火災や交通事故などから市民を守る職員の皆様に敬意も表しまして賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第10号：愛西市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の規約の制定は、名古屋市に通信指令業務を委託することにより、設備更新の費用の削減につなげるものであり、永和地区等の救急車到着が20分以上もかかる日常的な問題を解決するようなものではなく、緊急時のみにこの通信指令事務が威力を発揮するということが分かりました。このことは、津島市とのはしご車の共有協約の事例からも、広域に頼らず個別で隣接自治体と協議しなければ解決しないということも今回の議会で分かりました。

今後におかれましては、広域通信指令のこのつながりに頼るだけでなく、周辺自治体との協議も進め、市民の安全担保されることを要望し、賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第12号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第12号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第12号：市道路線の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

廃止については賛成ではありますが、その中で企業誘致に関わって進められる廃止の内容がありました。企業誘致については、市の負担がかからないように進めることが重要であるというふうに考えます。県企業庁への無償譲渡ということで行っていくという答弁もありましたが、地方交付税の減額等にもつながる内容になります。企業誘致等によって市の負担が多くならないようにする今後の運営を求め、この議案に賛成いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第13号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第13号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第13号：市道路線の認定について、賛成の立場で討論いたします。

今回、市道31号線は広域農道を市道認定するものであります。長年広域農道に反対してきた立場ですので、大変消極的な賛成の意見を述べさせていただきます。

広域農道は農道に分類されるものであり、農産物の流通に使うとの説明で20年以上前から進められてきました。完成後は県または市または土地改良区が管理する場合があると聞いていま

すが、私は20年以上前から完成後は市道となり、西保町の跨線橋も含まれていることから、多額の維持管理費を愛西市がしよわなければならないという理由で反対してきました。

飛島まで延ばす計画でありましたが、ここでストップとのことですが、今回市道認定をするということは、市は県から移譲を受け、市道として管理することを了解することであろうと思います。他県では移譲に当たり、補修時の県からの補助の約束を文言で、文書で含めた、そういった文書を交わしているケースもあると聞いております。つきましては、維持管理費がかからない努力をされ、県としっかりと交渉をしながら進めていただくことを要望し、賛成討論いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第13号：市道路線の認定について、賛成の立場で討論いたします。

今回、市道認定がされる31号線については、東も突き当たり、西も突き当たりであります。跨線橋があつて踏切がない道路になっているということは、今現在佐屋駅の横を通る県道の迂回路になる可能性も十分考えられるわけで、この31号線の延伸ということについては、迂回路としての役割を果たせられるような、そういう方法もまた考えていく必要があるのではないかと思います。

以上の点で、今回の市道路線の認定については、その要望をしまして賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第15号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第15号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第15号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、反対の立場で討論いたします。

3月議会の、今回の令和6年度の補正予算については、令和6年の事業内容や費用対効果等の事業検証を実施する中で、令和7年度の事業を進める上でPDCAサイクルの実践を行ってきた内容で、この6年の補正予算がつくられたのではないかと推察されるわけであります。

地方交付税が3億5,479万9,000円増額となる中、全体として1億6,337万4,000円の減額をする補正予算となったものであります。令和6年度の事業評価を質問するのは、この補正予算の審議の中では当然であり、事業評価が決算審議でという考え方は時代遅れになります。この補正予算の各種減額については、その評価を明らかにすることもできましたが、道の駅の起債が増額しているということについては賛成できません。

国の交付金が認定されなかったことによる起債の増加であることが分かり、市の負担が多くなるのであります。道の駅周辺整備は、将来の愛西市にとって負担増を招くのではないかと懸念をする内容でありますので、この補正予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第16号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第16号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第17号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第17号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第17号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で1点だけ要望して討論をさせていただきます。

基金に約1億円積み立てるという補正予算であります。この基金は次期介護保険計画の中で保険料に反映するということが十分できる、そういう基金であります。この1期が9期の中で1年が過ぎた経過ではあります。この基金についてはしっかりと活用していただき、保険料の値下げにつながるよう求めて賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第18号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第18号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第18号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

1点、今回の補正予算については、令和6年の9月議会で愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例が廃止をされ、そしてそれに伴う基金を農業集落排水等基金へ付け替えるために、一旦事業資金として事業会計のほうに入れるということが分かりました。9月議会で求めたように、負担の公平性というものをしっかりと今後も審議をしていただきたいということを求めて賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方は、どうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第19号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本議案の中には、18歳までの子ども医療費の無償化や児童の副食費、中学生の給食費やスクールソーシャルワーカーなど賛成する政策も多くありますが、一方で無駄な投資も多く、次の内容で反対いたします。

道の駅再整備工事に15億5,000万円もの無駄な投資を行っています。本来、老朽化している学校施設の建て替えや大改修など、子供の命を守り、よりよい教育環境を提供する政策を優先すべきであり、無駄な道の駅に50億もの投資をすべきではありません。こうした理由で反対の表明をいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

福祉に関すること、子供たちに関すること、様々な福祉に関するよい施策もあるのは承知しております。また、電算システムの標準化で支出が増えていることも十分承知しております。しかし、道の駅事業には賛成はできません。

市民の生活は物価高で厳しい状況です。また、身寄りのない独居高齢者世帯が増え、今の市の福祉では救われない方々も増えています。子供が使う学校や施設は老朽化しても改修が進んでいません。学校統廃合計画もつくりながら計画実施は遅れ、目の前に複式学級の学校ができそうな状況です。人口激減地域として県の会議に参加している愛西市であり、空き家対策、移動手段の確保、農業振興など実効性のある施策に取組が必要な時期です。こうした課題山積の愛西市でありながら、道の駅にはとても理解ができません。

道の駅においては、総事業費に上限を設定せず、どんどん事業費が膨らんでいます。国庫補助金がいただける計画だったものがいただけず、地方債に振り替えられたりもしています。県

や国が定めたルールにのっとった工事の進め方がされておらず、業者の言うがままに事業費が膨らんでいることはありませんか。さらに、指定管理者が用意すべき備品も市が用意し、今後修繕費や買換え費用も心配で、毎年新たに1億円の支出を背負わねばならないと私は予測しています。市民の生活が厳しい中、50億円を上回る道の駅計画を進めることには納得がいきません。これが大きな反対の理由です。

そして、この3月議会では、私は移動手段の確保と市民参加、市民活動団体との協働について取り上げ、議案質疑でも特に意識して質問させていただきましたので、少し述べさせていただきます。

移動手段においては、高齢福祉課には3つの事業があり、タクシーチケット、そして住民主体サービス事業のDの移送サービスがあります。さらに、生活支援整備事業では、運転ボランティア講座を社協に委託していますが、現在2名の活動者しかいないと聞いています。こうした講座も、有償輸送ができる運転者育成に切り替えて実施するなど、工夫することが有効な事業に変わっていきます。また、子育て支援では、ファミサポの移送サービスがあります。そして最後に、一番大きな事業としては、行き先が庁舎に特定されている巡回バスがあります。それぞれがおののちに事業実施をしています、市民団体が行っている自主事業なども1か所に集めて市全体の移送を考えることが大切ではないでしょうか。直ちに取組を求めます。

それから、今回、社会福祉協議会への人件費補助の削減、6名から4名になるということで、社会福祉協議会についても補助の状況、運営の状況について調べてみました。社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されている民間の非営利団体です。法的には民間でありながら、愛西市は半民半官で財政援助団体として位置づけているのかと私は思いました。給与も市職員に準じて支払われています。事務局長は市の部長OB、多くの嘱託職員が市職員OB、収入の多くを市からの補助金、委託金、多くの建物も市から無償貸与、修理費までも市が負担、会費は地域総代を使って徴収できる仕組みもあり、市の指導監督権限が強く、市の下部組織として位置づけられている、そんな処遇ではないかと思っています。

愛西市が、この補助金が適切かどうか、どのように判断しているのでしょうか。私は、某自治体の社協の外部監査書を見ました。家賃免除についても書かれていました。社協本部が使っている八開福祉センターや就労支援に使っている愛西の里などの賃貸料を計算し、補助金の金額が妥当かという、そんな判断をするべきだと、こういった書類を、監査文書を読んで思いました。決算書に払っていない家賃額を含めることはできませんが、各事業のコスト計算に含めて評価する仕組みをつくってもらわねば社協はいつまでたっても自立できず、補助金を愛西市は支払い続けなければなりません。八開福祉センターも老朽化し、修理費がかさむ時期になってまいりました。

こうした特殊な団体にあることは理解していますが、社協が発行する広報には、委託事業なのか自主事業なのかの明記ありません。補助金は、収支を度外視してもこの団体にやってほしい、そんな事業に対しての対価であります。分かりやすく明記すべきです。

国の委託事業でもいろんな団体が委託を受けていますが、国の示す事業名を勝手に明記する

ことはできず、そこに必ず何々省受託事業ということを明記するのが一般的なルールであります。社協の決算書を見ましたが、受託費は令和1年が1億4,000万円、令和5年が2億3,500万円と4年で1億円の受託費用が増えています。どのような基準で、随意契約で社協を選んでいるのでしょうか。透明化を図るべきです。

今年度は、ファミサポのプロポーザルでの公募がありました。最初から市からの多額補助金のげたを履いた社協に勝てる民間組織は、社協の企画がよほどひどくない限り勝負にはならないでしょう。無償提供された施設で運営するのですから。また、市職員だけで審査されるプロポーザルでは、市民からの不信任は払拭されません。新しい行政などが入り込む余地がなく、契約の平等性においても欠けるのではありませんか。社協職員が一生懸命仕事をしていることは十分理解をしております。しかし、やはり仕様書をきちんと整え、委託事業となると、市は直接社協の職員に命令をすることができないというのが地方自治法であります。別の組織として関わりをすべきです。それができない事業であれば、直営ですべきではないでしょうか。

今後、市民の力を借りなければならない重層支援が本格的に動き出します。国交省のセーフティネット法や厚労省の生活困窮者支援法も改正され、動き出します。市民活動団体や市民との協働に関し、市民協働課の強化及びそして職員の市民協働への意識改革を要望いたします。

そして最後に、昨日新聞の全国版で愛西市の基金運用における含み損の記事が載りました。正直、大変驚きました。いつ頃から分かっていたのでしょうか。何百億という基金が塩漬けになっているということでしょうか。他市では、こういった国債などの利用においては上限を基金の1割にとどめるなど規約があります。そして、毎月監査委員がチェックをする仕組みがあります。議会に対する説明責任をおろそかにしないよう要望し、討論とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

子供のことや福祉のことなど様々な内容で賛成するところはあるかもしれませんが、今回この予算自体が子供、教育、福祉、暮らしに対する予算に冷たく、また大規模な投資を行っているということで、反対とさせていただきます。

ただ、昨年12月には物価高騰の対策を行うということで、日本共産党市会議員団は市に要望したところでありますが、その内容が今回具体化され、水道代、また小学校の給食費について、無償化が4か月間ではありますが、される。また、水道代については基本料金が減免されるという内容が含んでいるということについても大きく評価をしたいと思います。

しかしながら、今回、例えば民生費について11億円も増加をしているということで、民生費の負担がかなり多くなっているという内容のことが当初には書かれておりましたが、実際細かく見てみると、民生費については一般財源は2億円の増にとどまっている状況であります。

また、3款1項の社会福祉費についても2億7,000万円の増加ではありますが、一般財源は

8,000万円にとどまっています。また、社会福祉総務費に至っては8,147万円の増加であります。が、一般財源の増は595万円の増であります。

2目の老人福祉費では1億5,587万円の増というふうにはなっておりますが、一般財源で5,288万円の増であります。

また、4目の福祉医療費では3,868万円の減額であります。障害者や高齢者に対する福祉医療の費用については減額となっています。そして、一般財源でも3,142万が減額であります。

3款民生費の2項の児童福祉費ですが、この児童福祉については7億9,925万円の増加であります。7億9,950万円は、この3款の民生費の増加の費用の72.4%に当たる費用になります。このうちの一般財源は1億745万円というところであり、この児童福祉費の措置費について、その児童福祉費の中で最大のものは、3目の児童措置費の7億9,090万円であります。この児童措置費については、保育園の建て替えの費用が3億円ほど、また認定こども園への認定ということで、児童措置費がかなり増えている状況であります。

また、6目の福祉医療費については、子ども医療の福祉医療については2,363万円の減であります。

民生費の第3項の生活保護費については2,974万9,000円の増加になりますが、一般財源については752万8,000円の増であります。

このように福祉費を1点取ってみても、増加ということを行いながら、中の中ではそれぞれ一般財源については前年と同様、要するに国・県の行う事業が増えているということの内容になります。市については、一般財源のより大きなものを使いながら、そして福祉充実ということを行っていかねばならないのではないのでしょうか。今回の民生費については、福祉医療費などのことについてでも、高齢者や障害者に冷たい予算になっているのではないかと考えるところがあります。

また、マイナンバーの制度に関わる費用も含んでいる中ではありますし、庁舎管理について、録音や録画の運用というものについては要綱もないということも分かったところがあります。個人情報の保護については非常に懸念があるところがあります。

また、道の駅周辺整備の費用が15億5,410万円、指定管理費用が5,000万円、また企業誘致には1億円の費用に加え、企業立地促進について719万円の費用も計上がされているところがあります。この道の駅の周辺整備に巨額を投資して、その運営費の負担も増えているのが今回の予算の内容であります。また、企業誘致については、市の負担が多くなることについては賛成できるものではありません。自主財源の確保としながら、市税の増は地方交付税の減額となり、市税の収入の増になった分の4分の1しか自主財源を増加させることができないのであります。準備費用や周辺の道の道路整備や企業立地促進費用については、何十年もかかってしか回収することができないのであります。費用対効果ということを考えると、この企業誘致を市が行っていくことについては懸念があるものであります。

また、消防指令センターの共同運用についてもです。現状の弥富の指令センターへの負担をダブルで負担をするということも分かりましたし、はしご消防自動車の配備費用が軽減すると

いうことであれば、この軽減した費用を使って永和地区への分署のための費用を確保するということもできるのではないかというふうに考えるところであります。

また、学校統廃合を見直して、校舎や体育館の老朽化対策を早急に進められる、そういうことを優先して進めるべきであるということを考えるわけであります。

また、基金の26億円の損失についてであります、議論の中では、基金は満期が来れば損失がなくなるということではありますけれども、満期が来るまでの期間はその基金を取り崩すことができないということにもつながり、機動的な基金の活用ということについても非常に疑問が持たれるところでもあります。今後、基金の運用についてどのようにしていくかということをしっかりと見直していただいて、基金を、市民の税金の損失となるようなことのないように、また友好的に市民のために使える、利用する、活用するという基金にしてほしいものであります。

今回の予算については、道の駅の巨額の投資を行って、教育そして福祉、暮らしについて削減がされ、そして基金の運用についても疑問が残るということになります。今後については、しっかりと市民の立場に立った市民の命が守られる、そういう予算を求めて反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和7年度の当初予算は、物価高騰の影響が市民の皆さんの生活に大きく関わることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援策を講じています。

まず、市民と事業者を支援するため、上水道の基本料金を4か月間免除、補助します。

また、学校給食費無償化等事業の対象とならない市内在住の小・中学校を対象に、令和7年4月から7月までの学校給食費を無償化します。

また、継続事業として、子育て世帯の経済的支援策として、学習費の負担が大きい中学生を対象として、市独自に学校給食費の無償化を実施し、保育所、認定こども園、幼稚園に通園する3歳から5歳までの児童のうち、副食費についても市独自で月額3,500円の補助をします。

子育て家庭に対し切れ目ない子育て支援を行うため、1歳児子育て応援給付金を児童1人当たり5万円支給します。

継続して、18歳の年度末までの子ども医療費を無償化します。

まちのにぎわいをつくり出すため、継続事業として企業の立地促進及び市民の雇用機会の創出のため、対象企業に奨励金を交付します。

また、企業誘致に向けて、西條工業団地開発に必要な道路改良を行います。

本市の観光拠点となる道の駅ふれあいの里HASUパークの再整備及び都市公園整備並びに観光拠点施設の建設を行います。

コンパクトシティを目指し、佐屋駅周辺整備に向け、基本設計を行います。

新規事業として、災害時の防災力等を高めるため、次世代高度情報通信ネットワーク設備整備事業を進めます。また、防災力の維持向上を図るため、高規格救急自動車を更新します。

物価高騰の中、国・県・市が一体となって施策を切れ目なく実施する予算と認め、今議案に賛成します。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

一般会計の予算総額は290億600万円で、対前年比で5.8%の増額となっております。主な歳入歳出ですが、歳入においては、市税が歳入予算額の27%であり、市を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。自主財源は40%ほど、依存財源が60%ほどであります。予算の計上においては、国庫支出金や市債を積極的に活用しているものの、民生費の増加が著しく、財政調整基金を前年度と比較すると大きく取り崩しております。また、地方交付税においては、対前年と大きく変わることなく確保されております。

歳出においては、民生費が歳出予算額の45.3%を占め、131億3,376万6,000円となり、前年度と比較し9.2%の増となっております。このことについては、社会福祉費や児童福祉費における扶助費や社会保障関係に係る特別会計への繰り出しの増加が要因であります。

さて次に、令和7年度の主要施策についてであります。主なものとして、企業誘致に向け、弥富インター北西部の西條工業団地の開発に必要な道路整備等を進める。企業の立地促進及び市民の雇用機会の創出のために対象企業に奨励金を交付。道の駅ふれあいの里H A S Uパークを中心とした都市公園整備や観光拠点施設の建築を行う。佐屋駅においても、誰もが安心・安全できるように駅周辺整備の基本設計を行う。児童・生徒の日常生活の悩みや学校でのいじめ、家庭内での虐待といった問題に対して、解決に向けた支援を行うスクールソーシャルワーカーを新たに配置。次世代高度情報通信ネットワーク設備事業の整備を進め、県・市、防災関係機関をつなげるなど、まだまだ令和7年度の取組はたくさんありますが、一部を紹介させていただきました。

毎年この3月議会において、新年度の一般会計の予算の提出があります。予算の計上において、歳入では国・県の動向を注視し、補助金などの新たな財源の確保を積極的に進め、歳出では事務事業の見直し、効率化を進めるとともに、将来に向けた持続可能な行政基盤の確立に向け、事業の取捨選択や事業改善等を行っております。

昨今の地方財政においては、予算の組み方にも変化があり、自治体に求められているものは覚悟と責任であり、地域の課題に即した政策の提言であり、実行であります。このように限られた財源を可能な限り重点的に配分すること、真に必要な政策を的確に把握すること、政策を切れ目なく推進していくことなどを進めている本予算編成であります。

以上のことから、令和7年度予算は賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

それでは、議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和7年度当初予算につきましては、一般会計で290億600万、令和6年度の当初予算に対して5.8%増となっております。本市が20年を迎える中で、過去最高の予算額となっております。市の財源状況を見ますと、税収については大きな税収は期待ができません。令和7年度の当初予算の自主財源比率も40.8%になっています。こうした中で、しっかり事業を実施するため、国・県の支出金や市債を活用し、予算編成を行っていただいていると思います。

教育分野に関しましては、新規事業として、いじめや学校に行けない児童・生徒の諸問題の行動に対応するためのスクールソーシャルワーカーの配置や、中学校の部活指導配置事業では、卒業生といったOBやスポーツ団体、地域の方にも声をかけ、広く部活動のサポートをしていただくこと。現場からの要望の下、かねてより課題がありました小学校のグラウンドのくぎが検知されているグラウンドの整備といった子供たちの安心・安全な学校生活を送るため、教育環境整備に行っていただける施策が行っております。

また、防災関係では、災害時に備え、県・市の防災関係機関をつなぐ防災無線、平常時には県及び市の行政通信システムとして活用するネットワーク設備をする次世代高度情報通信ネットワーク設備事業や、災害時に対応できる災害用の備蓄品の確保もあり、7年度には避難所用のサポートマットを30枚予定しており、これも3年計画で100枚を用意するということでした。飲料水、保存食、トイレの凝固剤、生理用品など備蓄品の目標数にはまだ至らないものもあると思いますが、今後確実に備蓄量を増やしていただくことを思います。

こういった市民を守っていくため、10年後、20年後を見据えた予算編成となるのに必要不可欠になってくる予算と私は思っております。執行部には、市民の皆様が安心・安全に生活できるため、確実に執行していただくことをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議案第19号：令和7年度愛西市一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、行政の予算というものは公平・公正が一番大切だと考えております。もちろん全てがそううまくいくとは思っておりません。例えば今回の予算であれば、総合型スポーツクラブの親水公園の偏重であるとか、道の駅の投資はまた南のほうかと市民が思っているのも事実ではあります。一方で、勝幡駅、藤浪駅の改修や工業団地などは北部を先に進めていただいたとい

う過去の経緯もございます。こういったバランスの中で、市全体のプラスになる取組を今後進めていただければなというふうに思います。

今予算案につきまして評価できるなというところは、まず水道代や小学校の給食費の4か月無償化など、現在物価高騰で苦しむ市民のための予算があること、様々なほかの議員も言われましたが、福祉や教育で、例えば重層支援やソーシャルワーカー、部活動指導員など、新たな取組も少しずつ進んでいくことも喜ばしいことです。教育の充実というのは、未来の日本を支えますし、人口の社会増を招く大事な要素でございますので、先を見越した政策を今後も進めていただきたいなというふうに思っております。そのためにも、行政、議員共々ですけれども、誰のため、何のための行政か、今後も考えながら取組を進めていただきたいというふうに思います。

このように、期待やうれしい施策の反面、各種計画の策定の外部委託や教育用タブレットのリース費用など、本当にそれでいいのかというところも疑問もまだまだございます。本来なら附帯決議までつけてやらないといけない課題ではあると私は思っておりますが、まだまだ議会運営等未熟なところもありまして、今後の自己研さんに努めてまいりたいと思います。

それ以外にも、道の駅につきましていろんな意見、皆様ございました。これにつきまして、私、常々言っておりますけれども、ここまで投資した以上、サンクコストという概念がございまして、ここでやめるというのは非常に非効率でございます。行政も国の予算を取ってくるのが仕事でございまして、今ここで、例えば途中でやめて返したところで、他市町にお金が行くだけで、ここまで来たらやるしかないかなというふうに思います。

一方で、そんな中で委員会でいろいろ聞かせていただきました、例えば罰則規定、どういうのがあるか、そしてそのための基準は何かというところを伺ってまいりましたが、分からないというような答弁でございました。そして、イベントはどれぐらいやるのかにつきましても分からないというような答弁でございました。ここまで重要な施策でございますのに、グリップしないということはいかがなものかなと苦言を呈さざるを得ません。

今後、日進市でも道の駅が8月にオープンされます。あそこも必死でやっております。市の職員も指定管理者に任せるということだけではなく、自ら大府、豊橋、日進等様々な道の駅、成功している道の駅を見に行ってください、自分がこの8億6,000万円、10年分を稼ぐんだというような意識を持って、道の駅の運営をしっかりとグリップしていただかないといけないというふうに考えております。

この予算につきまして、先ほども申しましたように、福祉、教育等いろいろ総合的に市民のためになるような予算が含まれてございます。消防の予算もございます。市民活動の予算もございます。そういった総合的に判断しまして、私としましては賛成という立場で討論させていただきたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第20号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・議案第20号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第20号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

本議案の中で、直営診療施設勘定では、診療収入が5,900万円しか計上されていません。6年度の予測収入は、4月から3か月間休診していますが、診療収入は7,600万となっており、従来の診療収入は患者数5,000人で約1億円を超える収入となっているので、7年度はその半分の収入しか計上していないことから、診療所の稼働率は従来の半分なので、半年間休診する計画の計算になります。こうした住民を困らせるような計画には賛成できません。よって、反対といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第20号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

さきの議会でも、保険料値上げの議案について反対討論をいたしました。生活弱者の加入が多いこの国民健康保険であります。今後、国の保険料と統一するために、さらに保険料が上がると明言されているこの国保会計予算には賛成することができません。

さきの議会でも申し上げましたが、職員の方々が加入者の生活状況も理解しながらも、悩みながら仕事を進めていることは理解しております。しかし、保険料を頑張って支払ったのに医

者にかかることができない、医者にかかるお金がない、それが市民の方の現状であります。社会保障全体を見直すのは国の役割です。国に警鐘を鳴らす意味で、議案第20号は反対いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第20号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計予算に対して反対討論を行います。

令和7年度も9.7%もの保険税の値上げが行われます。市は、令和10年度までに県が示す標準保険料率まで引き上げる方針ですが、それによると5年間で現状でも1.5倍以上になるものであります。現在でも国民健康保険税は、ほかの健康保険に比べてもそれぞれの加入者の負担率が重い状況になっています。それぞれの扶養家族の人数によっても取られるような状況で、大変負担が苦しい状況です。愛西市としては、当面は一般会計からの繰入れや子供の減免などの支援を行って負担増を抑えるべきです。国保制度そのものを大幅に改善していく必要がありますが、まずは市がそうした努力をすべきだと考えます。

また、直営診療所に関して、八開診療所についても薬剤師の廃止がされました。また、現状としては、昨年は、令和6年度は休診が多い状況でした。そうした中で、今予約制度なども取られていますけれども、やはり最近では団体の健康診断などの変更もされてしまったなどの影響も出てきています。愛西市は、交付税措置がされているものに関してはしっかりと繰り入れ、そして市民が安心して受診できるような安定した診療体制をつくっていくことをやるべきであります。

以上の点から、この議案第20号については反対をいたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第21号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・議案第21号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5 番・真野和久議員、どうぞ。

○5 番（真野和久君）

それでは、議案第21号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の討論を行います。

令和6年度に、6・7年度の後期高齢者医療費の保険料が決まり、大幅な値上げがされました。これは、愛知県の広域連合のほうで決められることによって愛西市で決めることにはできないという状況がありますが、やはりそうした大きな値上げは、現在の物価高騰と、そして高騰分にはるかに及ばない額しか上がらない年金の状況の下で、高齢者の負担は増え、ますます生活が大変な状況になっています。

そもそもこの後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の被保険者と分けることによって成り立っています。当然、75歳以上の高齢者の方は病気にかかることが多いという状況になるものでありますし、そうした中で医療費が大きく増えていくことは当然であります。そうしたものが、そのまま被保険者の高齢者の負担につながっているのが今の後期高齢者制度であります。制度には非常に問題があり、既に高齢者の負担は限界で、国や県の公費負担等の割合を引き上げるなど、被保険者の負担を少しでも引き下げていくようなことが必要になっています。

愛西市では独自にそうした支援ができない状況もあり、今のこの制度を大きく変えていく必要があります。愛西市も県に対してはそうした問題点をしっかりとって、国や県に対してそうした問題点をしっかり指摘し、利用者の負担を少しでも引き下げていくための努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、議案第21号に対する反対討論を終わります。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第22号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・議案第22号：令和7年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5 番・真野和久議員、どうぞ。

○5 番（真野和久君）

それでは、議案第22号：令和7年度愛西市介護保険特別会計予算に対して反対討論を行います。

先ほど河合委員の討論にもありましたが、昨年の保険料の値上げによって、今年度は基金を積み上げることもできました。しかし、現在の介護保険料そのものに関しては、高齢者にとって大変重い負担になっています。そうした保険料の現状の中で、さらに高齢者の負担が増えていくことになっていけば、やはり生活そのものが大きく脅かされることにもなってまいります。

そうした点からも、今回の令和7年度の介護保険特別会計予算に対しては反対といたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

では、議案第22号：令和7年度愛西市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険料のこともありますので、賛否を大変悩んだ議案であります。今回の賛成の理由は、介護予防にある程度成果が出てきているのではないかと評価し、賛成することにいたしました。

一見、要支援チェックリスト該当者の人数が増えていると介護者が増えていると思いがちですが、このことは介護予防への意識が広がり、要介護にならないようチェックリストを受けてサロンなどに参加しようという高齢者が増えたり、また必要に応じて介護認定を進めていただいていることにより、リハビリ施設の利用に導いたり、施設用具の利用の支援に結びつけたりすることができ、在宅での生活を可能にし、介護度が進まないような指導ができているのだと評価しています。

一方、賛成はするものの、今後改善してほしいこともあるので述べさせていただきます。

ケアマネ、ヘルパーの不足についてです。今後、高齢者単身世帯が増え、こうした方々の在宅介護サービスが増えてまいります。施設には今20万円以上ないと入れないのが現実です。年金ではとても無理、そんな御家庭が増えています。そして一方、ケアマネ、ヘルパー不足が深刻になっています。以前も議会で質問したことがあります、民間施設での職員不足等の情報を市でつかんでいるのかということを確認したことがあります、明快な答弁はありませんでした。市民に必要な介護を用意するのは市の役割です。令和6年度介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が2.4%引き下げられ、全国では事業所の倒産も起き、対策として、自治体によっては一般会計やこの介護特別会計から介護事業所支援金などを給付しています。このように、市全体の介護サービスの現状を把握し、手を打っていくことも市の役割、強く要望したいと思います。

そして、今回重層支援として一般会計に移動されましたが、財源はこちらの会計から出ておりますので、発言をさせていただきます。

第1層、第2層のこの協議体の目的と成果がなかなか見えません。当初は、この第1層協議体の役割は、民間事業所も市民も加わり、市全体の介護サービスの過不足を協議し、お互いが

補填し合う、そんな会議が行われていました。また、民間事業所と市民が協働して新しい活動を始めたりといった、そんな話合いもされていたと思います。市全体の介護サービスを市民参加でどう守っていくのか、そんな目的で第1層が動いていたはずですが、そういった姿も今は見えておりません。そして第2層についても、第3層、第4層をつくるということで、第2層が新たな活動をつくっていくということが目的でありましたが、今では第2層が自ら活動する団体となってきているように見えてなりません。

こうした課題を、今見えてきているんですが、こういった改善点も述べさせていただきましたが、これからも介護予防を強化して、市内の介護サービス量にも目を向けて、しっかり市全体の介護サービスのあるべき姿をつくり上げた上で運営をしていただくことを要望して、賛成討論いたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第23号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第22・議案第23号：令和7年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第23号：令和7年度愛西市水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

水道代料金については、値上げがされた状況が含まれている予算になっています。さらには、設備を投資するということで、かなり多額の借金を行いながらこの事業を行っていくということが今回の予算では見えているところであります。起債が多くなる中で、将来にわたってこの事業が継続されていくのかどうかということについては、非常に疑問に思うところであります。

今こそ基金の状況と、また現金の状況などバランスを取りながらしっかりと事業を進めていくことが必要であると考え、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第24号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第23・議案第24号：令和7年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第24号：令和7年度愛西市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。

もともと公共下水道事業は、将来に大きな負の遺産をもたらす事業であるという考えの下、合併浄化槽で進めるべきと反対の立場を取ってまいりました。

公共下水道区域の縮小を求め、かなり区域は小さくなったものの、国が進める独立採算で運営していくとなると、下水道料金は水道料金の約3.3倍になることも分かりました。また、このたび埼玉の下水道事故から、下水道にトラブルが起きても排水を止めることはできず、大がかりな迂回工事が伴うことも知りました。

まちづくりの道路整備等をしながら下水道工事は進めるべきものですが、愛西市においてはまちづくり整備をせず、車が入れないほどの細い路地にまで下水道管を埋設させてしまい、今後のまちづくりの弊害になることが予想できます。

さらに、農業集落排水の老朽化が急激に始まり、財政の圧迫も予想できます。国も合併浄化槽への転換を推進してきており、取組を始めている自治体もあると聞いています。特に人口減少地域においては、合併浄化槽への転換手法も研究し、ある時点で転換すべきと考えます。さらに、公共下水道地区から除外された地域においては、合併浄化槽区域に替わり、合併浄化槽補助区域であることを広報しなければ、税負担の公平性に欠けると思いますので、広報を要望いたします。

さらに、令和12年度で現在の国への補助申請の区域の工事が終わるとのことです。これ以上、公共下水道区域を広げるべきではない、国の方針も変わっているということで、しっかりと市の中で協議をいただきますようよろしくお願いいたします。以上、討論です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第24号：令和7年度愛西市水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

1点目は、令和7年度から農業排水、コミュニティ・プラントなどの利用料が統一をされます。統一そのものについては進めていくべきだとは考えますが、やはり一部地域で値上げとなるような状況は避けるべきだというふうに考えます。

2つ目は、私たち日本共産党も、これまでも公共下水事業の整備に関しては当初から反対をしてまいりました。合併浄化槽など、あるいは住民の集中しているところに対するコミュニティ・プラントなどでやっていくべきだということを求めてまいりました。現在は、計画の変更で公共下水道の地域の縮小も検討が行われていますが、それでもやはり今後の大きな市民の負担になってくることは懸念をされます。そうした点で、今年度の予算についても反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第25号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第24・議案第25号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・請願第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第25・請願第1号：地域の防災力を高めるための請願書を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

### ○3番（中村文武君）

それでは、賛成の立場で討論いたします。

高校生の皆様からの提案はすばらしいものでございました。経緯や努力等は、私直接関与しておりませんので存じ上げませんが、相当な苦労や勉強等をなされたものと推察いたします。

今回の提案に至りまして、本当に結果的に全地域での地区計画との文言ですので、賛成とさせていただきたいなというふうに思います。このように、若い方が将来の愛西市を担う、そのためにもこういう活動にはやはり議会としてはしっかりと応援をしていかないといけないですし、敬意を表させていただきます。

少しちょっと私の地域のことも述べさせていただきたいのですが、私の住む佐織地区は、地盤は佐屋と永和、そして立田と比べて少し高いですけれども、過去に目比川の決壊で大きな被害を受けております。水害が起こるのは低い地域だけではございません。私は、県で河川管理を8年やっておりました。川の合流地点でも水害は多く発生をしております。小さい川から大きい川に合流するときに、水圧が高過ぎて水が流れていかないというような現象でございます。

七、八年ほど前になりますけれども、三重県の桑名建設事務所に配属の際、台風のとて、住民側から川があふれそうだと、何とかしてくれというような通報があり、現場を見に行きました。行きますと、本川のほうはやはり堤防いっぱいまでひたひたの状況でございます。そんな中、支川から流れていくんですが、やっぱり本川が激流のため水が入っていかないというような現象を目の当たりにしてきました。その支川側の水位が上がっていくのを実際は見るしかできませんでした。その地域は周辺に田んぼがありまして、遊水池もございましたので、実際家屋にそんな被害はございませんでしたが、私の住む佐織地区は、河川が合流するところが3か所もございます。こういったリスクのあるところは、土地の低いところだけではなく、いろんなところにあるということもぜひ知っていただき、今後の活動の参考にしていただければ幸いです。

また、市もこの請願を受けまして、今市民が一体何を求めているのか、そして我々は改めて何をすべきかということ問い直すことも、私自身も自問自答いたしまして、高校生の活動、活躍に応援することで賛成討論といたします。以上です。

### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○7番（吉川三津子君）

請願第1号：地域の防災力を高めるための請願書について、賛成をいたします。

紹介議員ですので、まず委員会で紹介議員としての発言を認めていただきましてありがとうございました。

若者からはたくさんの文書と資料を頂き、そして生の意見も伺い、さらに請願者はエフエム

愛知にも出演され、愛西市の防災に対する考えもラジオを通して伺うことができました。愛西市にこうした若者がいることは、私はとても誇りに思いうれしく思っています。実はまた偶然にも私に、10年ぐらい前に大人が使う施設はきれいで、子供が使う施設はなぜ汚くてトイレが臭いのと、そんなことを言った子がこの請願者の中において再会をさせていただきました。本当にしっかりとした考えを持つ若者になってうれしく思っています。

私は紹介議員としてたくさんの発言の場をいただき、請願者の考えを精いっぱい伝えたつもりであります。今回の請願は、国が進める小さな地域単位での防災計画をみんなで、市も含め、専門家も含め、そして自分たち若者も含めつくりたいんだという内容であります。議員の皆様には、ぜひ若者の考えに御理解をいただき賛同していただくことをお願いして、賛成討論いたします。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

#### ○1番（馬淵紀明君）

請願第1号：地域の防災力を高めるための請願書について、賛成の立場で討論を行います。

請願の趣旨に緊急避難場所としての高台設置という目標がありますが、この高台設置については、私も立田地区の方々から御意見をお聞きし、令和2年9月、令和4年12月議会において一般質問で取り上げ、市の考えを確認させていただきました。愛西市津波避難計画では、避難困難地域が設定されており、必要に応じて浸水想定区域内の公園等への人工的な高台の設置を検討するとなっていますが、市は設置の計画はないと答弁されています。では、その避難施設が遠い避難困難地域の方々はどこへ避難するのか。高い建物がない地域に住まれている方々への対応はどうするのか。このような課題は残されたままだと思いますし、このことは請願の趣旨にも書かれています。

また、大災害時に一人でも多くの命が助かることを願う若者たちの声が大切で、今回の請願項目にもあります地域住民、若者世代、行政、防災専門家等を交えて話し合い、このような課題解決に取り組んでいく必要はあると考えます。

東日本大震災をきっかけに地区防災計画制度が施行されてから10年以上がたちますが、この間、全国9,000近くの地区がこの地区防災計画への取組を行っています。

私は、今年2月に福岡県広川町と熊本県宇土市へ防災対策について行政視察に行ってきました。宇土市では、7地区中1地区が地区防災計画を策定し、この計画を基にモデルとして、もう一地区が現在計画策定に向けて取り組んでいることをお聞きしました。計画策定のきっかけは、平成28年4月に発生しました熊本地震で、自分を守る自助と、地域や身近にいる人同士が助け合う共助がとても重要と気づき、その地区の自主防災会会長をはじめ行政もアドバイスをを行い、計画がつくられたとのことです。

地区防災計画は、一定の地域住民が自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合いについて自発的な防災活動計画を作成することですが、先ほどから述べていますきっかけが必要です。市にはきっかけづくりをお願いしたいです。

また、今回提出されましたこの請願書をきっかけの一つに、愛西市の各地区、各地域等の特性に応じた内容の地区防災計画策定が進むためにも、この請願を採択していただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、請願第1号：地域の防災力を高めるための請願書に対する賛成討論を行います。

最初に、若者を中心としたこうしたグループが市議会を頼りにして、市に対して請願を出していただきました。議会が市政に対して影響力を及ぼしてほしいというところでは大変感謝するものであります。

今回の防災力を高める請願書に関してですけれども、愛西市でも地域防災計画がありますが、これは市全体の計画であり、また市防災内容を中心とした市が中心となった防災計画になっています。今、政府は内閣府を通じて地区防災計画をそれぞれの地域でつくっていくようにということを進めています。以前にも一般質問等でも、この地区防災計画を愛西市でも行ってはという質問も行いましたが、やはりこうした地区防災計画を地域でしっかりとつくっていくことは非常に大事であります。地域の皆さんがこの防災計画をつくるために、自分たちの地域がどんなものなのか、またどんな課題があるのか、それをどうしていくのかということ、地域住民、また専門家、そして市と一緒に考えて、それぞれの地域で実効ある防災計画をつくっていくことは非常に重要です。自分たちが話し合いの中で身近にこうした計画をつくり、そしてその計画に基づいて自分たちが災害時にはしっかりと行動できるようにしていくことは非常に重要なことであります。

そうした点で、今回の請願に書かれています早急に地区の防災計画を作成してほしいという請願項目は、まさにその重要性を踏まえたものであり、賛成をしたいというふうに思います。

また、そこに対して、地域の住民や若者、また専門家などを含めた話し合いをしてほしいということも、この地区防災計画の趣旨に沿ったものであり、非常に素晴らしいものだというふうに考えます。

請願趣旨の中には、立田地区での高台の問題が提案されていますけれども、こうした高台の設置も含め、こうしたものをしっかりと地区防災計画の中で話し合い、必要があればそれをつくっていくということができればというふうに思います。

今回の市議会に出されたこの請願が採択されれば、議会として市に対してこうしたことをやってほしいということにもなっていきますので、市としてもしっかりとそれを受け止めて検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方は、どうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、請願第1号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第26・発議第1号：愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

それでは、愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

発議第1号、令和7年3月21日、愛西市議会議長・近藤武殿、議会運営委員会委員長・佐藤信男。

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があるからでございます。

次に、添付されております資料で条例の概要を説明いたします。

発議第1号、資料2を御覧ください。

第3．改正の内容ですが、1．第55条及び第56条並びに第57条中「懲役」と表記されていたものを「拘禁刑」に改めるものです。

2．その他必要な規定の整理を行うものです。

最後に、第4．施行期日については、令和7年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、発議第1号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、発議第1号：愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正そのものについては、実際には語句の訂正ということですが、しかしこの語句の訂正、つまり刑法の改正については非常に大きな問題があり、単なる語句の訂正として賛成することができないということで、反対討論を行っていきたいというふうに思います。

この今回の一部改正の根拠となりました刑法改正についてであります。刑法改正では、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑となりました。これによって、今回の条例に対応する字句を改めるものでありますが、しかし単に字句訂正ということではなくて、この変更には大きな問題があります。

この禁錮と懲役ということについてですけれども、刑務作業を義務づけられているのが懲役刑で、刑務作業が義務づけられていないのが禁錮刑ということになっています。今回の刑法改正では、この2つの刑、懲役刑と禁錮刑をまとめて拘禁刑とすることになりました。いわゆる身柄拘束のみで取るに足らないように見えますけれども、実際には身柄拘束だけではなくて、刑務作業を義務づけられることになる方向で一本化がされることになりました。禁錮刑は、従来こうした刑務作業はありませんでした。これが今回、全てが拘禁刑の中で刑務作業も義務づけられる方法になってしまったことは大変に大きな問題があります。

一方では、新たにいわゆる受刑者の改善や更生や再犯防止の指導を義務づけるということもあるのですが、しかしさきに言ったようなことが大きな問題になります。国連の被拘禁者処遇最低基準というのがありますが、基準規則というのがあります。いわゆる南アフリカのネルソン・マンデラさんの取扱いについて、そうしたいわゆるネルソン・マンデラ・ルールズというのがあるんですが、その中では拘禁刑は自由の剥奪ということで刑罰となっており、原則としてそれ以上に苦痛を増大させてはならないというのが国際的な刑罰の基準になっています。

ところが、日本では、名古屋の刑務所で起きた刑務官による消防ホースを使った放水で、受刑者の直腸破裂で死亡される事件や、腹部を皮手錠で締めつけて受刑者が死亡した事件などがこの間ずっと起きてきました。そういう中で、受刑者の人間性を軽視したこうした問題が大きな問題となり、2003年の行刑改革会議の提言として、受刑者が自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切であり、受刑者の処遇もその誇りや自信、意欲を導き出すことを十分に意識したものではないということの提案もされています。

そうした中で、現在の刑務所の中では、現場の職員はカウンセリングの技法を用いながら、

粘り強く働きかけて、本人の意思に基づく社会復帰への取組を促しているという状況も現場ではあります。作業や指導を義務づけて懲罰を背景に強制することは、受刑者の人間性を軽視することにつながりかねません。この刑法が改正されました22年当時、日本共産党は、拘禁刑については、文字どおり自由の剥奪のみを内容とすること、また刑務作業は受刑者の希望によることとし、刑事施設ではその機会を提供する責任があることなどを定めた修正案を提案し、このような刑法改正については反対した経緯があります。

こうした背景から、今回の条例改正案については賛成できません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第27・発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第27・発議第2号：市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○14番（佐藤信男君）**

それでは、市長の専決処分事項の指定についての一部改正についての説明をさせていただきます。

発議第2号、令和7年3月21日提出、提出者、愛西市議会議員・佐藤信男、賛成者、愛西市議会議員・角田龍仁、原裕司、高松幸雄、中村文武。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について。

市長の専決処分事項の指定についての一部を別紙のとおり改正することを愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を追加する必要があるからでございます。

改正の内容ですが、市長の専決処分事項の指定について、本則に議会の議決を得た工事また

は製造の請負契約で950万円以下の変更をすることの1項を加えるものです。

最後に、施行期日については、令和7年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

次に、発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、発議第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、発議第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、発議第2号：市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、反対の立場で討論いたします。

そもそも専決というのは、市長が予算執行に当たって、自らの決定によってできる専決ということになりますが、その専決については2つあります。

1つは、地方自治法の179条にあります時間的余裕がない中で市長が専決をするという内容、それについては議会にも報告がされ、議会が承認をして初めて専決が認められるという状況になる専決と、もう一つは、議会が市長に対して、これだけは進めてくださいということで議会が市長に権限を渡してしまっているという専決があります。これは、地方自治法の180条になります。

この2つの専決の中で、もともと市長が専決をする権限を持っているにもかかわらず、議会が市長に対してこれだけの枠は専決をしてもいいですよと白紙委任のような形で渡す、そういうことが、改正が今回の市長の専決処分の事項の指定についての改正になります。

この金額については950万円ということで今提案をされていますが、事前に様々議員の中で論議をした中で、1,000万がいいのか、500万がいいのか、800万がいいのか、また、はたまたこの専決自体を議員の権限を渡すものだ、縮小させるものだといって、その専決を認めないという議論が様々行われたわけですが、最終的には950万円で今回の議案の提案ということになった次第であります。

私は、もともと議会が持っている予算執行に対する議決を行うという権限を、この950万円分だけ市長に移譲するという形のものはないというふうに考えますし、この950

万円について、もし専決をしたい、また議決をしてほしいということであれば、臨時議会をどんどん行っていくべきであるというふうに考えるところであります。

また、工事が進まないからといって期限的な余裕がないのであれば、179条で市長が専決をし、そして議会で承認をしということの流れをつくれればいいだけであって、わざわざ950万円分の枠をつくって、市長に対して白紙で委任をしていくということは全く必要がないのではないかというふうに考えます。

また、市長の専決事項の処分についての決定についても、この今あるものについては、価格が1件60万円以下の訴えの提起や和解の調停に関すること、60万円以下のものについては市長に専決をしていただくようにしております。また、1件60万円以下の法律上の市の債務に属する損害賠償の額を定めること。損害賠償についても、60万円以下というものについては軽微なものとして市長にいただいています。また、法令の改正または廃止に伴い、その法令の題名や条項または用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ市がその条例を改正するに当たり独自の判断をする余地がない場合において、この条例の改正をすることということで専決をしていただいております。

しかしながら、この3項によって、今専決については、先ほど真野議員からも刑法の改正についての反対討論がありましたが、市は、刑法についての改正については、この専決を利用して字句の訂正だけだということで専決をしてしまっているという事実もまたあります。

市長に対して専決のことを認めるということは、今後においても議論を進めることができないような状況というのが発生する可能性は十分考えられるというふうに考えるところであります。さらには、950万円という金額については非常に中途半端な金額であるんですが、950万円で949万円とか、専決をする予定があって、この950万円になってしまったんじゃないかということを考えざるを得ない、そんな状況もあるところであります。議論の中では、500万、800万、1,000万様々ありましたが、その合意が1,000万円の50万円を引いただけの950万となるのは本当に不自然な内容の決定であったというふうに考えるところでもあります。今後、950万円に満たない専決がされないことを祈っておるところであります。

最後に、私たち議員は市の行政の予算執行に当たって議決を行っていけるという権限を、私たちは仕事を持っておるわけで、その権限を、950万円の枠を市長に与えてしまうということについては全く賛成することができませんので、この市長の専決処分事項の決定についての一部改正ということについては反対とさせていただきます。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川三津子議員。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、発議第2号：市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、反対の立場で討論いたします。

河合議員から詳しく説明がありましたが、本当に私たち議員というのは、市の執行部が支出に対して承認しなければ支出ができないという、そんな役割を持っているのが私たち議員であります。二元代表制の仕組みの中で、議会が自らこの支出は不要だよ、この範囲までは市長判断でしていいのよといった権限を与えること自体、私は大反対であり、二元代表制を潰すものであると思っております。その都度、議員の仕事として臨時議会を開き、そして市側もこういった変更が出ないような、臨時議会を開かなくてもいいような努力をしていくのが本筋ではないでしょうか。

そもそもこの議案が出たきっかけというのは、道の駅の事業でした。変更契約で何億というような変更契約が出てきた、その前に工事もされてしまっていた。そんなことがきっかけで、この発議、この議論が市から提案が来て、議会の中でもまれたと思います。

しかし、私はこの道の駅の進め方自体に問題があったのだと思っています、変更契約が出たときにですね。ルールどおりの工事がされていない、県や国が示すルールにのっとった工事の進め方がされていない。そして、設計をチェックするような、そんな力も不足している。そんな中で変更契約が出てきたと私は認識しております。そういった今、市の職員の力量の問題がある中で、こういった専決を認めてしまっているのか。まずは、やはりこういった専門家を設計士とかいろいろな体制、設計図を見ることができる職員を増やすなり、体制を整えてからしかこれは認めるべきではないと考えております。

そういったところで、二元代表制の中からも、そして市の今の職員の体制の中からも、この専決処分というのは認めることができませんので、反対討論とさせていただきます。

#### ○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

中村文武議員。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、賛成の討論、ほかにないようですので、私からさせていただきたいなというふうに思います。

そもそも、先ほど吉川議員のお話もありましたけれども、市が内規で契約変更ができると勘違いして、施工後に議会に諮ったということがきっかけだったというふうに私は思っております。そのときに私も発言させていただきまして、要は誤った認識で20%の変更ができるというふうに勘違いされていたと。だったら、愛知県やほかの市町がやっているように、専決をきちんと条文化して、責任、役割を明文化すればいいのではないかという私の発言がきっかけだったかというように記憶をしております。

その後ももう一度施工後に上程するような事案があり、やはり市としても職員の認識等で大

きな誤りがあったというようなこともあり、それでも私は明文化はしっかりしないといけないというふうに考えた次第であります。

こういった専決の事項、そして契約の内規、契約変更について内規で解釈できると勘違いした市の職員の方々もおりますけれども、実際にしっかりと明文化して役割につきまして法制化することが私は大事だと考えました。

先ほど河合議員の発言から、議員の権限を放棄するようなことはよくないというような御趣旨の反対討論もあったと思います。もちろん、それは私自身もよくよく考えたところがございます。しかし、今はいろんな工事がありますし、昔と違って重機を所有していないという業者もたくさんございます。少額の工事で議会が、審議が長引けば、逆に工事費が上がってしまうというようなジレンマに陥ることも併せて危惧しておりますし、また学校建設時等に4月に間に合わないことが発生するんじゃないかというようなことも先々のことは危惧しております。こういったマニアックですけれども、広い視点で市民サービスの観点も鑑み、賛成としたいと思います。

これは本当に行政経験がないと分からないことだと思いますけれども、議会の議決というのは本当に職員にとって時間がかかります。議会なんてすぐ開催すればいいというふうに思う方も多々おりますけれども、そう簡単に来られるものではございませんし、そうするなら、そもそも通年議会にしてすぐ議員の方々来てくださいというような議会の通年化も必要があるというふうに思います。現実はそのではないため、ほかの自治体にもあるように、専決条例を制定することは、市政20周年になりますけれども、我が愛西市には必要で、役割もルールも明文化されるということが重要だと思います。

ただ、そうはいいまして、1点気をつけないといけないことがあるとは思います。この発議の法案が通ったからといって、反対意見や少数意見を無視すること、そこは避けねばなりません。例えば、額が少ないほうがよかった。そもそもこの専決を認めないほうがいいとの意見でございます。多数決の論理はもちろん民意ではございますけれども、それ以外も民意であることを謙虚に受け止めなければならないと私は考えております。

この専決の法案、条例に関して、総務省のホームページから確認できるところとしまして、市町村議長の意見としては、決算の不承認や専決不承認となった場合の措置も必要であるというふうに国に対して求めているというような意見もございます。こういった声はかねてよりあるわけで、今回議員発議で可決したからといって、議論や意見を無視や封鎖することはよくありません。正直、今回の議論の過程では、そこまで議論できなかったその素地や空気感がなかったと私は感じております。今後、本市の事業を進めるに当たって何がいいかは議論し続ける必要が今後もあるとは思います。そして、このバランスを意識しつつ、執行部も議会も市民全体のために何が必要か、何が正解かを常に模索し続けることが真の民主主義であり、こういった議論のコストはかかりますけれども、市の、市民のためになると信じて、私は賛成討論いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第28・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第29・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

### ○議長（近藤 武君）

次に、日程第29・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2月25日に開会をいたしました本定例会でございますが、議員各位におかれましては、令和

7年度当初予算をはじめ多くの議案に対しまして、質疑を通じ御議論をいただくとともに、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

各議案の質疑や討論などで賜りました御意見につきましては、今後の市政運営に生かしてまいります。

さて、令和7年度予算につきましては、4月に市長選挙があることから、義務的な経費をはじめ、継続して事業を進捗するための予算となっております。この中では、愛西市立中学校給食費の無償化継続やスクールソーシャルワーカーの配置、重層的支援事業の拡充、高規格救急自動車の更新などといった市民の皆様方の暮らしを守る事業、さらには企業誘致の取組や道の駅整備、佐屋駅周辺整備などといった市の将来に向けて向けた礎となる事業を盛り込んでおります。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和6年度も年度末を迎え、年度途中の退職者や役職定年も含め18名の職員が退職をいたします。これまで市政の発展に多大なる貢献をされた皆様方に心から感謝申し上げるとともに、今後はそれぞれの立場で愛西市のため、引き続き御助言などを賜りたいと思います。

そして、4月からは20名の新規採用職員を迎え令和7年度がスタートいたします。令和7年度は市制施行20周年の区切りの年でもあります。先人の知識や努力により築かれてきた市の歴史・文化を礎に、未来に向けて創意工夫を凝らし、挑戦を続けていかなければなりません。そのためにも、それぞれが日々研磨に努め、社会情勢や市民ニーズを的確に把握し、柔軟な姿勢とチャレンジ精神を持って持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

さて、日増しに春らしくなってきました。議員各位におかれましては、時節柄健康には十分御留意をいただき、今後も愛西市発展のために、より一層のお力添えをお願いいたしますとともに、市長として4年任期の最後の定例会となりますので、これまでの御理解、御協力に感謝を申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

これにて令和7年3月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

近藤 武

会議録署名議員
第16番議員

山岡 幹雄

会議録署名議員
第17番議員

高松 幸雄